(保) 第71号 昭和51年11月29日

頂	目:] -	۴	K	0	1	1	4
保	存	期	間	長				期
廃	棄	₹月	B					
担	7	4	係	保		安		係

三重県警察本部長

危険物による犯罪·事故の速報について(例規通達)

改正 昭57(保)第47号、平6(生保)第1号

対号 危険物災害事故の速報について(例規通達・昭和43年5月1日(防)第16号)

みだしの速報については、対号例規通達により実施してきたところであるが今回、警察庁に対 する報告様式の改正等に伴い、今後は次のとおり実施することとしたから運用上誤りのないよう されたい。

なお、対号例規通達は廃止する。

記

1 速報を要する犯罪・事故

猟銃等(猟銃、空気銃及びその他の鉄砲をいう。以下同じ。) 火薬類、高圧ガス、消防法に定める危険物、放射性物質、毒劇物(毒物及び劇物をいう。以下同じ。)及びその他の危険物(以下「危険物」という。)による次の犯罪・事故とする。

- (1) 危険物を使用した故意犯罪
- (2) 危険物による過失傷害、過失致死、自殺等の人身事故及びその他危険物が関係する災害事故
- (3) 危険物が詐取又は窃取された事件及び犯罪の被害の目的物となった事件

2 速報事項

警察署長は、管轄区域内に危険物による犯罪・事故が発生した時は、「猟銃等による犯罪・事故発生(検挙)報告」(様式第1)又は「火薬類、高圧ガス、消防法に定める危険物、放射性物質、毒劇物等による犯罪・事故発生(検挙)報告」(様式第2)の各欄該当事項について速報するものとする。

3 速報要領

速報は、原則として電話によることとし、事案の全容が判明しないものは、判明した事項か

ら逐次報告するものとする。

4 その他

危険物による犯罪・事故のうち、火薬類によるものについては、火薬類取締法(昭和25年 法律第149号)第52条第5項、高圧ガスによるものについては、高圧ガス取締法(昭和26年第204号)第74条第2項の規定による知事(対応する県民局長)に対する通報についても併せて行うものとする。

様式 (略)